



令和7年度

二宮町職員採用試験受験案内

(令和7年7月1日採用)

令和7年度から
教養試験
を廃止します！

詳細はコチラ



職員採用QRコード



©東京ハイジ/二宮町

〔職員採用試験に関するお問合せ先〕

二宮町総務部総務課庶務人事班

住 所 〒259-0196 二宮町二宮 961 番地

電 話 0463-71-3315 (直通)



二宮町 採用 **検索**



二宮町の職員採用試験

ココが変わります！

令和7年度二宮町職員採用試験は
より多くの人が受験しやすくなります！



高校卒業程度 全ての職種で教養試験廃止！



POINT

一般事務・消防職等の第1次試験が**事務処理試験**
となるため、公務員試験対策の負担が軽減します

区分	従来の試験方法	新しい試験方法
第1次試験	教養試験、適性試験	事務処理試験・適性試験
第2次試験	面接試験	面接試験・実技試験
第3次試験	面接試験	変更なし

※一般事務職の場合となります。

1. 試験区分、受験資格及び採用予定人数

〔令和7年7月1日採用〕

試験区分	受験資格（※1）	年齢要件	募集人員
一般事務	・学校教育法で定める高等学校卒業以上の学歴を有する人	昭和41年4月2日から 平成19年4月1日までに生まれた人	1名

〈受験資格に係る注意事項〉

※1（受験資格）

- (1) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者は、高等学校卒業の学歴と同等とみなします。
- (2) 次のいずれかに該当する人（地方公務員法第16条の規定等に該当する人）は、受験できません。
 - ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることができなくなるまでの者
 - イ) 二宮町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - エ) 日本国籍を有しない人のうち、就職が制限される在留資格の者

2. 試験日程

	試験内容	試験日	試験場所
第1次試験	事務処理試験 適性試験	4月19日（土）	二宮町役場
第2次試験	面接試験 実技試験※1	5月上旬（予定）	二宮町町民センター
第3次試験	面接試験	5月下旬（予定）	二宮町町民センター

※1… 実技試験は基本的なパソコンの能力を試験します。

〈注意事項〉

- (1) 合格発表の日程等については、各試験の当日にお知らせします。
- (2) 試験会場へ採用試験に関する問い合わせは、行わないでください。
- (3) 実施する全ての試験について、試験内容及び可否の問い合わせには、お答えできません。

3. 申込手続

〔インターネット申込（電子申請）〕



- 《申込方法》 二宮町ホームページにて、申込手続を確認のうえ、「e-kanagawa 電子申請」にて申込。
「利用者 ID」「パスワード」「整理番号」は必ず控えておいてください。
- 《申込期間》 3月7日（金）9時00分～4月4日（金）17時00分
- 《その他》 申込手続の詳細については、ホームページに掲載の「電子申請による申込手続ガイド」をご確認ください。

〈申込手続き上の注意事項〉

- ・ 真実でないことを記載した場合は、採用資格を失うことがあります。
- ・ 提出された書類は、返却しません。
- ・ ホームページに掲載の「電子申請による申込手續ガイド」をご確認ください。

4. 試験結果の閲覧

試験の結果については、受験者本人に限り、口頭により閲覧を求めることができます。電話やはがき等により求めることはできませんので、受験票または顔付き身分証明書を持参し、事前に総務課（0463-71-3315）までお電話でご連絡いただいた上で、受験者本人が直接総務課までお越しください。

項目	期間	実施方法
事務処理試験の得点等	合否の発表の日から1月間	閲覧

5. 給与及び勤務条件

(1) 初任給（令和7年4月1日時点）

学歴	給与(地域手当を含む)
	事務職
大学卒	242,000円
短大卒	228,140円
高校卒	213,950円

※このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当などが、条件に応じて支給されます。

※民間企業などで職務経験がある場合、経歴加算をした給与を支給します。

(2) 勤務条件（※勤務時間や休日などは、配属先によって異なる場合があります。）

〔勤務時間〕 午前8時30分から午後5時15分まで

〔休日〕 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

〔休暇〕 年次有給休暇、病気休暇、慶弔などの特別休暇、介護休暇等の休暇制度、育児休業等の休業制度があります。